

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年10月4日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組んでいたが、法人運営面については、不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な運営に当たられたい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事会において、評議員会の日時は決議されていたが、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>今後の理事会において、評議員会の日時のみでなく、場所、評議員会の目的である事項等を決議の上、評議員会の1週間前までに各評議員に招集の通知をする。また、決議したその内容を理事会議事録又は当該議案資料に記載する。</p>
2	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>今後は、評議員会議事録の作成について、議事録作成者の氏名を記載する。</p>
3	<p>評議員の就任承諾書について、承諾年月日が空欄のものがあつた。</p> <p>については、法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従うため、任期の起算点は選任された時であるが、就任日は就任を承諾した時となることから、就任承諾書に就任を承諾した日を記載すること。</p> <p>(法第38条)</p>	<p>令和2年3月開催予定の評議員会で就任日と就任承諾日等について説明し、就任承諾書に就任を承諾した日付を記載していただく。</p>
4	<p>理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選に</p>	<p>理事会における理事の参加について、事務局は出席が可能なように日程調整を行い、令和元年度からは欠席されることなく参加いただいている。</p>

	<p>ついて検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	
5	<p>会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>ついては、定款第21条第4項の規定に基づき、会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第21条第4項)</p>	<p>今後は3箇月に1回以上、会長は、自己の職務執行状況を理事会に報告し、会長の報告後に事務局が補足する。</p>
6	<p>経理規程第51条において、ファイナンス・リース取引における利息相当額の各期への配分方法は、利息法又は定額法と定められているにもかかわらず利息相当額が控除されていなかった。</p> <p>ついては、リース料総額から利息相当額を控除し、リース期間中の各期に配分すること。</p> <p>(運用上の取扱い8、経理規程第51条)</p>	<p>令和2年3月13日開催の理事会において、経理規程第51条第2項の改正を行い、「リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。」とする。</p>
7	<p>消費税及び地方消費税の租税公課への計上額が法人本部拠点区分のみに計上されていた。</p> <p>ついては、課税対象となる課税売上高は、介護保険事業拠点区分でも発生しているため、費用を負担すべき拠点区分又はサービス区分に費用計上すること。</p> <p>(運用上の取扱い7、留意事項13(1))</p>	<p>介護保険事業の居宅介護事業・訪問介護事業・有償運送事業が課税対象となるため、令和2年度から租税公課として計上する。</p>
8	<p>現金の取扱いについて、毎日の照合及び確認の事実を客観的に確認することができなかった。</p> <p>ついては、現金の取扱いについて、会計職員は、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告すること。また、報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認すること。</p> <p>なお、会計職員及び会計責任者は、帳簿に押印するなどの方法で照合の事実</p>	<p>会計職員は、現金の残高と帳簿残高を毎日照合し、会計責任者に報告する。報告を受けた会計責任者は、その事実の内容を確認する。また、会計職員及び会計責任者は、照合の事実の客観的記録を残すため、帳簿に押印する。</p>

	<p>の客観的記録を残すことが望ましい。 おって、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第 31 条)</p>	
--	---	--